

大子町立大子中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない生徒にとっては、その成長の過程において、何らかの理由により、どの生徒もが被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅を目指し、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていきたい。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならないと考えるからである。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進めていきたい。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を感じ、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを目指したい。

〈いじめの定義〉

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

（いじめ防止対策推進法第2条1項）

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

教職員全員がいじめ問題にあたっては「いじめを根絶する」という強い決意をもち、学校全体で組織的な取組を行う。早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組をあらゆる教育活動において展開する。

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、教職員全員で共通理解を図るとともに、学校全体で総合的ないじめ対策を実施する。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に検証・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

○「いじめ防止対策委員会」

【構成員】

- ・ 校長、教頭、教務、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事、各学年主任、養護教諭（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）を基本とし、状況に応じて学級担任、副担任、部活動顧問を追加するなど柔軟なメンバー構成とする。

【役割】

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ 学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

- ・ 教育相談時の児童生徒・保護者アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合には、正確な事実の把握に努め、問題解消に向けた指導・支援対策を組織する。
 - ・ 事案への対応については、適切なメンバーを検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合にもその後の児童生徒の様子を見守り、継続的な支援を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止

「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、いじめの未然防止に取り組む。そのため「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、学校教育活動全体を通して、教師と生徒・生徒同士が好ましい人間関係を築くような取組を通して、豊かな心を育てるとともに、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、生徒指導や教材研究に努め、わかる授業を展開し、規律正しい態度で授業や各行事に主体的に参加・活動できる環境づくりを進めていく。

- ア わかる授業づくりを進めるとともに、授業規律の確立を進める。
- ・ 教科主任会、教科部員会及び相互授業参観等を通して、意見交換を活発にし、わかる授業、生徒が主体的に参加・活動できる授業づくりを進める。さらに授業規律（正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）の確立に努める。
- イ 学級活動や学年・学校行事を通して、居場所づくり、絆づくりに努める。
- ・ 生徒会活動や学級活動、学年・学校行事、部活動における主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、お互いを大切に思い、支え合い助け合い、思いやりのある仲間づくりに努める。
- ウ 道徳の時間の充実を図り、人間性豊かな心を育てる。
- ・ いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものである。道徳教育において、心根が揺さぶられる教材や資料（「江戸しぐさ」「武士道」等）を活用し、いじめの抑止につながる授業を展開する。
- エ 地域の方や保護者への働きかけを行う。
- ・ いじめの未然防止の取組について、学級・学年・学校だよりやホームページ等による広報活動を積極的に行うことにより、開かれた学校づくりを進める。
 - ・ 生徒のボランティア活動（地域行事への参加等）、職業体験、福祉体験等の活動を積極的に行い、地域の方と交流を利用し信頼関係を深める機会を設け実践にあたる。

(2) いじめの早期発見の取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒の信頼関係の構築に努めるとともに、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、生徒に係わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報収集に努める。

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（学期1回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ Q-Uアンケートを実施し、結果を分析し、生徒の実態把握に努める。

○早期発見の手立て

【日々の観察】

- ・ 日常の生活の中での教職員の声かけや面談等を利用し、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。休み時間や昼休み、放課後（部活動顧問とも連携）の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、「生徒がいるところには、教職員が必ずいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。

【教育相談】

- ・ 生徒が悩みやいじめ等についていつでも教師と相談できる体制づくりを行う。
- ・ 全生徒を対象に定期的に教育相談期間（二者面談等）を設けて、教育相談を実施する。

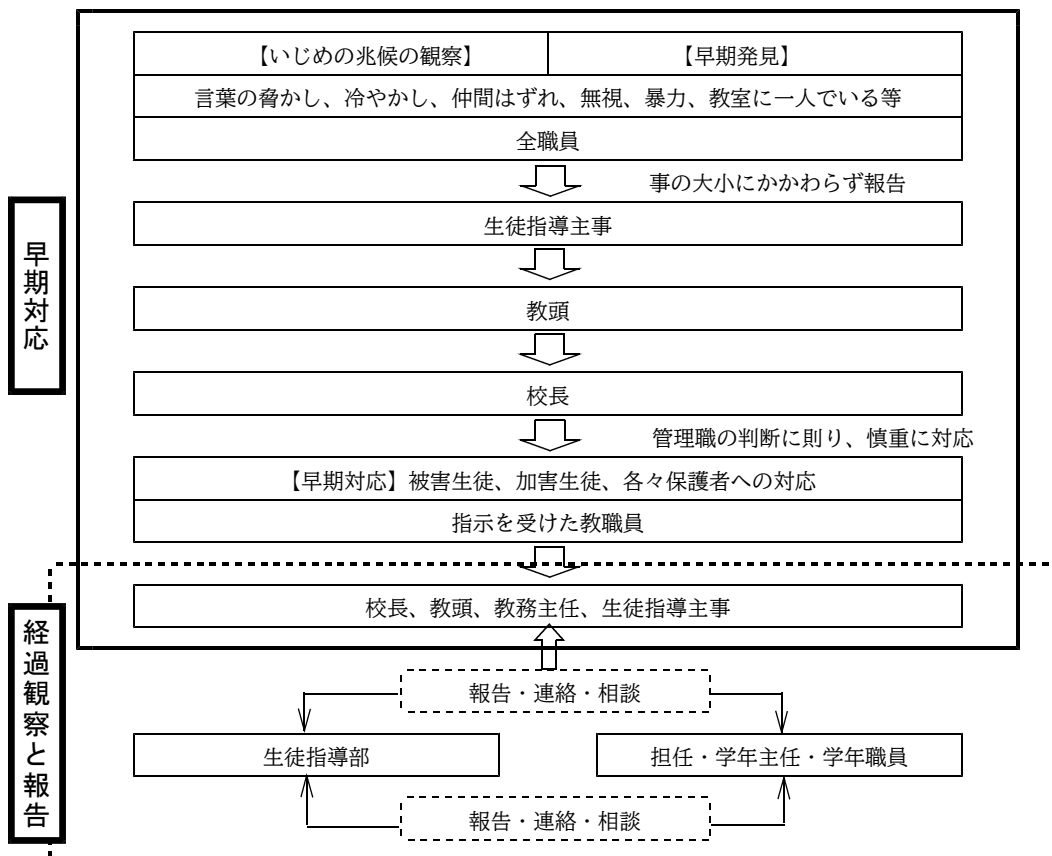
【生活（いじめ実態調査）アンケート】

- ・ 各学期に1回、生活（いじめ実態調査）アンケートを実施する。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。

【保護者との信頼関係の構築】

- ・ いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に支援する。

- ① 全教師がいじめ問題の重大性を認識し、実態に目を向ける。
- ② 学校に生徒の悩みを受け入れる場を作る。
- ③ 学校全体に正義をいきわたらせる。
- ④ 生き生きとした学級、学校づくりを推進する。
- ⑤ 家庭や地域の連携を強化する。



- いじめ発見時の対応
 - ・ いじめを認知した教員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。また、正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし「いじめ問題対策委員会」の指示のもとに教職員間の連絡と情報共有を随時行う。
- いじめが起きた場合の対応
 - ・ 「いじめ防止対策委員会」を中心に対応を決定し、以下の対応を迅速かつ組織的に行う。
 - ①いじめを受けた生徒に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援
 - ②いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する支援
 - ③全体の問題として生徒全体への指導
 - ・ いじめ問題が指導上困難である場合には、大子町教育委員会と連携を図り、指導主事や町教育支援センター等の相談員の派遣を要請する等、より適切な対策を講じる。
 - ・ インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて、警察のサイバー対策室や関係機関等の協力や援助を求める。
 - ・ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするため必要な措置を講じる。
 - ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、大子町教育委員会と連携の上、学校と警察との連絡制度に基づき適切に対応する。
- いじめが起きた後の継続的な対応
 - ・ いじめが解消したとみられる場合でも、再発防止に向けて、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
 - ・ 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
 - ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗いだし、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 重大事態への対応

- 重大事態（いじめ防止対策推進法第28条）
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 重大事態が発生したときの対応
 - ・ その旨を大子町教育委員会に報告し、教育委員会の指導・支援のもと対応に当たる。
- 関係機関への支援要請
 - ・ 重大事態の対応において、大子町教育委員会と連携の上、必要に応じて専門機関や警察、関係機関への通報を行い、支援を要請する。